平塚市監査委員公表第１３号
令和８年１０月１９日

平塚市監査委員　能　勢　祐　二
同　城　田　孝　子
同　出　村　　光
同　上　野　仁　志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和２年４月１日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

１　監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

次の監査対象部課（対象団体）における令和７年度の出資に係る出納その他の事務

（１）企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

２　監査の実施期間

令和８年８月１３日から令和８年９月３０日まで

３　監査の方法及び監査項目

監査対象部課に対し監査対象団体への出資に関する調書の提出を求め、出資の状況及び市の関与等について調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、監査対象団体に対し財務諸表等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告書・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

（１）事業報告書及び決算書
（２）収入事務
（３）支出事務
　　契約事務
（４）財産の管理事務
（５）庶務その他の事務

４　監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

（１）企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）

ア　事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。
イ　事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められた。
ウ　会計経理について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○　指摘事項

スポーツチケット販売・売店等事業の契約事務において、総合公園レストハウス基本利用料について、平塚市都市公園条例第１５条の規定による減免の適用を受けたが、変更契約が締結されていなかった。変更契約に関する事務処理の手続の明確化を図り、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

以　上